

【取組例】少子化問題啓発事業（副読本の作成）（茨城県日立市）

日立市では、平成 13 年度に少子化対策を総合的に推進するために日立市少子化対策計画「ひたち子どもプラン21」を策定しました。

計画の中で、「独立した生活をすることの意義についての啓発」を施策のひとつに位置付けし、少子化問題啓発事業として、平成 14 年度に小中学生を対象とした副読本を作成しました。

この副読本は、「自立と共生」を大きなテーマに掲げ、家庭、学校、地域という身近な生活を含めてあらためて自分を見つめ直し、結婚や子どもを持つことの意義等を含め、将来のあるべき姿を自ら考える機会を提供することを目的としたもので、特定の生き方や価値観を強制するものではありません。

また、内容構成についても、社会科・家庭科・保健体育・道徳といった関連する教科や領域で活用できるように構成しました。少子化の要因として様々なものが考えられ、そのひとつとして晩婚化、非婚化があります。これまで、結婚することが当たり前のこととして捉えられてきましたが、現代の若者にとって、結婚そのものが選択肢の一つとなっています。また、晩婚化の背景には、社会人となっても親と同居し経済的にも精神的にもなかなか自立できない、いわゆる「パラサイトシングル」といわれる若者が増えてきていることが挙げられています。親に依存しながらの生活と結婚とを比較し、独身でいることを選択してしまう若者が増えてきているといえるかもしれません。自立することが必ずしも結婚に結びつくとはいえませんが、少なくとも、自立することで、人はひとりでは生きていけない、何らかの形で人とかわかりを持ち、共生しながら生きていくことを自覚することができるのではないか、そのうえで、自らの意思と責任の基に自分の将来について選択することができれば、男女の共生である結婚へと結びつくことが期待できると考えています。

作成した副読本は、平成 15 年度には、中学生全生徒及び小学 6 年生用として各学校に配布し活用を始めたところです。平成 16 年度以降も、新中学 1 年生を対象に配布していく予定です

【取組例】船橋市子育て情報誌（千葉県船橋市）

船橋市では、子育て中の方に必要な情報を提供できる子育て情報誌を、市民と行政が協力して作成する取組みを始めました。

情報誌作成のきっかけは、アンケート調査や子育てワークショップ等により、自分に必要な子育ての情報が得にくい、地域の付き合いが薄く社会や地域から孤立しがちで身近な情報源がない、という子育ての現状が明らかにされたことや、船橋は東京のベッドタウンとして小さな子どもと一緒に引っ越して来る人が多く慣れない土地で子育てをしている人にとっての必要性を感じたことです。

そして実際の利用者である市民の視点から作ってもらうことにより今までにないやわらかい内容のものができ、市民と行政のパートナーシップにつながることもねらいとしています。

市の広報、チラシ、ホームページにより編集メンバー10人を公募し、71人の応募がありました。応募者は子育て世代がほとんどでしたが子育てが終わった世代などもおり、市民の子育てへの関心の深さや潜在している力を感じました。

情報誌は平成 16 年 4 月に発行、メンバーと職員による編集会議は月 2 回程度行う予定です。現在はメンバーが決まった段階で、これから内容について話し合い、取材や原稿作

りなどメンバー主体で進めていくこととなります。

2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり

仕事中心の生活を送る父親が多い中で、父親が子育てに一層参画するきっかけとなるよう、父親が参加できる休日を利用して、地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会を設けることが必要である。

【取組例】おやじの会「いたか」（神奈川県川崎市）

大都市の核家族化が進む中で、団塊の世代を中心とする企業戦士は、仕事や付き合いに一身を捧げ、子どもを妻に任せきりで父親の影が薄く、地域社会に関わりを持たず、粗大ゴミと揶揄（やゆ）されてきました。川崎市の新興住宅地に住む意識の高いニューファミリーの夫は、家庭と地域に根を下ろすため、おやじの会「いたか」をはじめ、相次いで父親グループを結成し、子どもと一緒に地域活動を続けています。

1982年、妻に尻を叩かれて父親家庭教育学級を受講し、地域活動のおもしろさに目覚めた父親たちが、「このまま会社人間に戻るのはもったいない」と語り、子どもにからかわれた経験から、おやじの会「いたか」をスタートさせました。第2土曜日の夜に集まり、2年目から妻も参加して、子どもと遊び、地域社会に親しみ、「子どもたちを元気に育む地域社会の再生」に取り組んできました。

活動のメニューは、小学校の1日講師としてコマ回し、竹馬、地域ではもちつき大会、しめ縄作り、歴史散歩、ガレージセール、いたか農場、バードウォッチング、サケの放流、父親地域塾など。活動を通じて、「子どもは家庭の子であると同時に地域の子であることが分かってきた」（世話人の団体職員、大下勝巳さん）。会員は28人で、企業のタテ社会から離れ、ヨコのネットワークを大切にして、会則はなく会長や代表は置いていません。

1994年には、「ま・いい会」、「おやじ考」と「川崎おやじ連」を結成し、現在は5団体に増えています。活動は、交流スポーツ大会、まちづくりシンポジウム、神奈川県のおやじサミット、世代間意見交流会など。子育てが終わっても「まだいたか」を自認して地域の子育てを支援しています。

3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大

近年、企業等においては、父親・母親である社員がもっと子育てに関われるような環境づくりの一環として、授業参観、保護者会、運動会等の学校行事やボランティア活動に参加するための有給休暇制度を設ける動きが見られる。

地方公共団体においては、こうした、子どもの教育等のための休暇制度の導入を地域の企業等に働きかけることのほか、企業等と連携して「子どもの職場参観」を推進するなど、地域における親子がふれあう機会の拡大を図っていくことが望まれる。

4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

父親の家庭教育への参加を進める上で、学校においては、学習発表会や運動会等の学校行事を土曜日又は日曜日に実施したり、PTA等の会合を平日の夜間に開催するなどのほか、一定の期間内はいつでも授業参観ができるようにするなどにより、働く親が学校行事等に参加しやすいようにしていくことが望まれる。

【取組例】父親が参画しやすい学校行事の実現（香川県善通寺市）

善通寺市内の小中学校では、父親が参加しやすい日曜日に各種行事を実施するよう心がけています。小学校の一例を紹介しますと運動会は地区運動会と連動させて、父子が一緒に出場する種目を入れる等、一工夫をしています。また、地域のいろいろな祭りの際に、子どもたちが出演する場を設け、父親を始め家族との絆が強められるような取組をしています。最近では、日曜日に学校庭園内の人工池の親子清掃を呼びかけたところ、多数の父親の参加がありました。

PTAの役員会は夜間実施が原則で、本部役員会を年6～7回、各委員会はそれぞれ年4～5回の会合を夜間に行い、多くの保護者の参加を得ています。このように、常に父親が参加しやすい実施日の設定、参加したくなる実施内容の工夫に取り組んでいます。

今後は、学校週5日制の主旨を活かし、月に一度は父子で学校に集まり昔の遊びをしたり、お父さんの木登りや工作等の腕前を見せてもらったり、子どもたちの自由遊びを見守ったり等、子どもたちの健全な育成のためにPTAと協力してまいりたいと思っています。

このように本市では保護者と子どものふれあいに重点をおくとともに、平成13年度から平成22年度までの第4次善通寺市総合計画の政策大綱のひとつに「躰のできるまちづくり」を掲げ子どもの健全育成に全力で取り組んでいます。

10 経済的支援策の充実

(施策の具体例)

- 1) 多子世帯に対する保育所の保育料の優遇（割引率の引上げ等）
- 2) 幼稚園の保育料の負担軽減
- 3) 新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援
- 4) 出産祝い金

○ 子育てに伴う経済的負担に関する指摘が多い中で、各市町村において、地域の実情に応じた経済的支援策を講じることは、子育て支援の有効な手段と考えられる。

1) 多子世帯に対する保育所の保育料の優遇（割引率の引上げ等）

保育所の保育料については、現行制度上、同一世帯から同時に2人以上の児童が入所している場合に、第2子の保育料が5割軽減、第3子以降の保育料が9割軽減されることとなっている。（このような軽減措置は、約9割の自治体を実施している。）

多子世帯の子育て支援の観点からは、国の基準を上回る割引率の引き上げなど保育料の一層の軽減措置を講じることについて、地域の実情を踏まえつつ、市町村独自の取組により積極的に実施されることが期待される。

【取組例】市町村独自の保育料軽減策

- ・ 石川県金沢市においては、第1子、第2子ともに3歳未満児の場合の第2子について3分の1相当額の保育料とし、第3子以降については無料としています。
- ・ 埼玉県川口市等においては、第3子以降の保育料を無料としています。
- ・ 高知県池川町では、保護者が負担する保育所徴収金を国の基準額の50%にしており、残り50%を町が負担しています。

【取組例】子育て費用の軽減策（秋田県男鹿市）

子育て家庭への経済的負担の軽減策として、以下の施策を実施しています。

- ・ 平成14年度から保育料の階層区分が第3以上の階層について、10%の減額を実施しています。
- ・ 県と第1子の0歳児や第3子等の保育料等を免除する「すこやか子育て支援事業」を推進しています。

平成15年度実施計画 実人員 104人 事業費 26,448,660円

2) 幼稚園の保育料の負担軽減

幼児を通園させている保護者の年齢が相対的に若いことなどから、教育に伴う経済的負担が大きく、就園の機会を確保するため、入園料、保育料の負担の軽減策は重要であり、特に、二人以上の幼児を就園させる場合の保護者の負担の軽減について更に配慮が求められる。

今後、幼稚園教育の機会の一層の確保・充実を図るためには、この幼稚園就園奨励事業について、入園料、保育料の動向等も勘案しつつ、特に、第1子に比べて第2子、第3子以降の幼児の就園に係る保護者負担の軽減を念頭に、充実に努めることが必要である。

なお、公立・私立間の保護者負担の格差是正や第2子以降の負担軽減のための減免措置等については、約8割の自治体で実施されている。

【取組例】子育て費用の軽減策（東京都江戸川区）

江戸川区は合計特殊出生率（2001年）が1.31と、23区内で最も高くなっています。これまで、若い世帯の負担を軽くするためのさまざまな施策を実施してきたことも1つの要因と思われます。

第1に、私立幼稚園児の保護者の負担軽減です。区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差を是正するため、保育料を最高月額2万6000円（年間延べ15万人）、入園料を1人当たり8万円（4,900人）補助しています。補助金は合計約40億円に達しています。

江戸川区の幼稚園は公立が6園（700人）、私立が39園（1万1500人）。保育所は公立が53か所（5,700人）、私立が27か所（3000人）。私立のうち2か所は公設民営で2002年に開設しました。区内の私立幼稚園と私立保育所の関係者が一体となって新たな法人を設立し、今までの経験と実績を生かして新たなスタイルの保育所運営を行っています。

第2に、就学前の乳幼児医療費の無料化です。受給者は4万7000人、受給件数8万4000件年間、年間予算は24億円かかります。

第3に、家庭の経済的負担を軽減するための乳児養育手当は30年以上前から支給してきました。2002年度は所得に応じて月額1万円（特別区民税の所得割1万6000円以上6万円未満）を1万6000件、低所得者は2万8000人に1万3000円支給しています。

3) 新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援

将来子どもを持つ新婚家庭や子どもが多い家庭が、ゆとりを持って子育てできるような「満足できる居住環境」を得ることができるよう、住居費について一定の支援を行うことも子育て支援策として期待される。

【取組例】ファミリー世帯家賃支援制度（東京都台東区）

台東区は、1997年度から、区内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯の定住を促進するため、毎年度150世帯に最高3万円の家賃を10年間補助するファミリー世帯

家賃支援制度を実施してきました。子どもの数に応じて支援金を加算して多子家庭を支援するとともに、区外からの転入予定者も募集対象にして人口増加を目指しています。

補助対象は、18歳未満の子どもを扶養し同居している世帯です。社宅を除く民間賃貸住宅で39㎡以上の専用面積が条件で、区外からの転入や社宅などからの住み替えには移転給付金10万円支給しています。2002年度は150世帯の募集に対して157世帯が応募し、初めて募集を上回りました。申込者の平均像は、家族数3.3人、世帯主の年齢は35歳、年収352万円、家賃11万7000円、面積47㎡でした。

家賃の支援基本月額、家賃から平均月収の2割を差し引いた額で、子ども1人の場合は最高1万5000円、子ども2人なら1万円加算、3人以上は1万5000円加算する。支給金の受給例をみると、夫婦子ども2人世帯で、夫の年収350万円、妻が100万円、家賃11万円の場合、支援金は月額2万5000円となります。

これまでに1,250世帯が給付を受けていますが、転居などで資格を失ったのは年間平均10%。民間賃貸住宅の平均が約2年半ですから、かなり効果を上げています。受給資格を失っても区内に引き続き居住する世帯も多いのが特徴です。なお、合計特殊出生率(2001年)は0.93となっています。

4) 出産祝い金

子どもを養育している家庭においては、養育費や教育費等が大きな負担になると考えられ、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要がある。

このため、児童養育家庭に対する育児支援の強化という観点から児童手当、また、出産関係給付として健康保険制度では出産育児一時金等が支給されているところであるが、近年、こうした国の制度とは別に、児童の出生に伴う一時金の支給を制度化している市町村が多く見られる。

主に出産祝金と育児手当金といったもので、第3子以降に限った支給が多く、子どもの数により金額を多くしているものもある。

【取組例】 少子化対策事業奨励金 (岐阜県加子母村)

加子母村は木曾・御嶽山の麓にあり、過疎化と少子化が同時に進んでいるため、乳幼児医療(6歳未満)を無料化し保育料を軽減してきました。年間出生数は20人余りで横ばいが続いています。そこで2001年度から少子化対策奨励金支給事業を開始しました。

出産奨励金は、第1子7万円、第2子10万円、第3子20万円、第4子以降30万円です。2001年度の受給者は24人。内訳は、第1子6人、第2子11人、第3子7人で、2子、3子がきわめて多い。2002年度(1月現在)は第1子6人、第2子9人、第3子2人で、さすがに第3子は息切れしていますが、出産奨励金制度の効果と考えられます。経済的なインセンティブというより、奨励金をきっかけに、家族と村と日本の将来を考え、「もう1人」を決断した夫婦が多いようです。

結婚奨励金は、満50歳未満で結婚(外国人を含む)、加子母村に住むことを条件に10万円を支給しています。2001年度は7組、2002年度(1月現在)は9組に増えています。日本全体では大幅に減少している中で注目すべき現象と思われます。不妊治療医療費助成金は、不妊治療を受けている夫婦に、治療費の3分の2以内で、年間15万円を限度に助成します。2001年度に1人が受給しました。

村の人口はこの10年で80人減少して3510人。高齢化率は23%から30%に

上昇しました。しかし、出生数にささやかながら明るい兆しが見えはじめ、事業に対する住民の受け止め方はおおむね好評といえます。

加子母村とは少子化対策にふさわしい村名だが、由来は2説あり、1説には、戦国時代の落ち武者が村に住みつき、鬼子母神を信仰したことから加子母村になったと伝えられています。また1説には、御嶽山登山道の入り口に当たるため、継子（ままこ）岳、継母岳など御嶽山の峯々にちなんで加子母村になったともいわれています。

【取組例】出産祝金、育児助成金（高知県池川町）

池川町では、人格形成の重要な時期にある0歳から3歳の幼児の心身発育を助長するため、幼児をもつ世帯に対し経済的な支援策として出産祝金と育児助成金を支給しています。

- ・ 出産祝金は、1人につき10万円。
- ・ 育児助成金は年額1歳児7万円、2歳児6万円、3歳児5万円

を支給しています。

また人口定着と若者定住を目的とした結婚祝金もあり、男女とも45歳未満のカップル1組につき10万円を支給しています。

IV 市町村行動計画の策定に当たり留意すべき事項

1 ニーズ調査等の実施

1.1 地域の子育て支援サービスのニーズ調査

- ・ 少子化対策を効果的に実施するためには、住民のニーズを適切に把握することが重要であるが、これまで市町村がエンゼルプランの作成に際し実施してきたのは、保育サービスに関する需要調査が中心であった。
一方、少子化が急速に進行し、専業主婦家庭の子育て負担感の高まり等も見られる中で、これからの少子化対策としては「地域の子育て支援機能の強化」を図ることが重要である。こうした観点から、今後、各市町村においては、地域における子育て支援サービスも位置づけた行動計画を策定するとともに、その前提として、子育て支援サービスについての住民ニーズも把握するための調査を実施することが必要である。
- ・ 調査の方法については、地域住民の中から子どもがいる家庭など一定の条件をもとに無作為抽出した者を対象とした調査など様々な方法が考えられるが、例えば、保健センター等で実施される1歳半健診及び3歳児健診など子育て中の親が多数集まる場を活用して、実際にサービスを利用した者を対象として行う方法が、調査の意義の理解を直接求めることができることや、低いコストで実施できることから、効果的と考えられる。

【取組例】健診等の場でのニーズ調査（宮城県岩沼市）

岩沼市における母子保健事業については「母子保健連絡協議会」等の意見を反映しながら「岩沼市母子保健計画」の具現化を図っているところだ。

最近、社会的にも問題となっている「児童虐待」が岩沼市においても12年度に保健師が関わったケースは6件でしたが13年度は28件と急増したこともあり「虐待の予防対策」を14年度重点事項にとりあげました。

一つめは「ママサポート」（平成14年度新規事業）で内容は「マタニティブルーズ・産後うつ病」に関する調査及び支援体制です。

二つめとして、「子育て支援に関する調査」を実施しました。

目的：保護者が安心して自分らしい育児をしていけるようになるための支援システムの在り方を考える。

仮説：育児不安はひいては「産後うつ」や「虐待」につながるもの、育児不安の背景には「育児不安」「サポートシステム」の有無が関係しているのではないかと。

対象：新生児訪問、3ヶ月児健康診査、1歳8ヶ月児健康診査、2歳6ヶ月児歯科健康診査、3歳6ヶ月児健康診査に来所した児のお父さん、お母さんそれぞれの調査用紙を配布。

調査期間：平成14年8月～10月

実施機関：岩沼市保健課と宮城大学

現在集計し、まとめの段階です。

今後、この結果を踏まえ、市民、関係機関、母子保健連絡協議会等と共に話し合い、市民参加の「岩沼市母子保健計画」を策定していきます。

- ・ 調査項目については、各市町村の施策や固有の課題に対する住民の意識を的確に把握できるような項目とする必要がある。
- ・ 本研究会においても、全国の21市区町村の協力を得て1歳半健診及び3歳児健診の機会を利用して「子育て環境調査」を試行的に実施した。また、異なる2つの自治体の職員によるそれぞれの自治体の調査結果の分析を通じて、各自治体における調査結果の活用例を示した。さらに、調査手法の限界や改善すべき点を整理した。（詳細は「参考」参照）

1.2 保育サービス需要調査

- ・ 行動計画の策定に当たっては、引き続き、保育サービス（保育時間やサービス内容など）についての需要をきめ細かく把握するための調査も行うことが適当である。
- ・ 需要調査の対象については、保育所入所の対象である就学前児童と放課後児童クラブの対象である小学校低学年それぞれを対象に実施することが考えられる。
- ・ 調査項目については、共働き世帯の保育所等の利用ニーズのほか、片働き世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）のみならずパート労働者の保育ニーズも把握できるような項目とする必要がある。

1.3 保育事業者等の各種子育て支援サービス提供者やこれらの者が提供する各種サービスの把握、これらの者が行う保育所や幼稚園の保育サービス等に関する利用者の評価の調査

- ・ 行動計画の策定に当たっては、まずは、地域内で事業を展開する保育事業者等の各種子育て支援サービス提供者やこれらの事業者が提供する各種サービスの内容について把握することが前提となる。したがって、こうした事業者の実態についても調査を行うことが適当である。
- ・ また、これらの事業者が提供する保育所や幼稚園の保育サービス等について、実際に利用した者がどのように評価しているのかを各市町村が把握し、これを行動計画に反映させたり、保育サービスの質の改善につなげていくことが重要である。

【取組例】保育サービス利用者意向調査（東京都世田谷区）

世田谷区では、保育サービスの的確な提供に資するため、どのようなニーズを持つ区民が、どのように保育サービスを利用、あるいは利用を希望しているのか、そして、現在利用しているサービスにどの程度満足しているのかを把握することを目的に、保育サービス利用者意向調査を実施しています。

認可保育園利用者から無作為抽出した約2000名に認証保育所、保育室、保育ママ等の認可外施設利用者を加えた3000名に調査票を配付、約70%となる2112人から回答を得ました。今回調査では、行政が補助をしていないベビーホテルのような施設を利用している方も調査対象として、従来把握できていなかった夜間保育など潜在的なニーズの把握を図ったこと、24項目からなる利用者満足度調査を全施設利用者に実

施したことに特徴があります。

調査項目は、各施設利用者に21項目（認可保育園利用者とそれ以外の利用者で6項目の異なる設問）を用意しました。現在の施設の利用実態、利用に至る経緯、保護者の就労状況、就労の動機を把握するとともに、延長・夜間・休日・年末保育、病後児保育など、多様な保育に対する要望、現在施設の運営・処遇に対する満足度を明らかにしようとしています。

調査結果は、2月中に分析を終える予定ですが、15年度中に策定する世田谷区保育施策方針、中期計画に結果を反映させていきます。

2 市町村職員自身による調査の実施

- ・ 調査票の設計や実施について、コンサルタント会社等の外部機関に委ねるのではなく各市町村の職員が自ら参加することは、職員の意識の向上や計画策定後の施策の円滑な実施を図る上で、効果的である。
- ・ 調査の実施体制については、福祉、教育、母子保健、労働など各市町村の関係部局により構成されたチームを設置し、調査票の作成等を行うことが必要である。これにより、より幅広いニーズを把握できる調査が実施できるとともに、将来的には部局が一体となった効果的な施策の実施にもつながっていくというメリットが期待できる。

3 住民を中心とする行動計画策定委員会

- ・ 行動計画の策定は、行政主導ではなく地域住民が中心となって進めることが重要である。具体的には、住民の意思を計画に反映する観点から、前述のようなニーズ調査等を行うことも必要であるが、行動計画の策定に住民が参画することも必要であり、その方法として、例えば次のようなものが考えられる。

ア 保育、教育、母子保健、幼稚園・保育所の関係者、子ども会等地域組織、NPO等の子育て支援活動団体、医療、労働など、子育ての当事者（子育て中の親、子育て経験者）を含む地域住民や行政関係者で構成され、子ども自身の意見も聞きながら行動計画の策定や継続的な計画の実施状況のフォローを行う委員会を設置すること。

なお、計画策定等に参画する子育ての当事者等の地域住民については、一定割合を公募により選定することも考えられる。

また、策定プロセスについて広く情報提供を行うため、策定委員会の審議や資料を公開することが必要である。

イ 有識者を含む地域住民で構成する委員会を設置し、こうした委員会が課題の是非や手法を自主的に検討し、行政に提言すること。（これにより、行政においては、提言の趣旨を尊重し、可能な限り施策に盛り込むよう努力することが期待される。）

ウ 行動計画に関する公聴会や住民懇談会を開催すること

エ 行動計画の内容について広報等により情報提供を行うとともに、返信用葉書やイ

ンターネット等を活用して広く意見を聴取すること

【取組例】コラボレートプロジェクト（東京都世田谷区）

世田谷区では、区民・事業者・行政が連携・協働して地域の課題などを解決していく「新しい公共」の構築を目指しています。このため、区民生活向上のために行う市民活動の推進を図ることを目的に、区と市民団体が有効なパートナーシップを形成しながら協働・連携して取り組む事業「コラボレートプロジェクト」を選定し、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用して事業支援を行う取組を実施しています。

平成14年度は、この仕組みを活用し、「保育サービス第三者評価手法の研究」を共通の目標として、市民団体「新しい保育を考える会」と世田谷区が協働して事業を実施しています。「新しい保育を考える会」は、自主保育活動の啓蒙・情報交換・活動促進を目的として、20年以上にわたり地域の親たちのネットワークを広げる活動を展開してきたグループです。今回の事業では、その活動実績とネットワークを活用して、子供を預ける立場から保育サービス第三者評価の評価視点を洗い出し、評価基準を区に提案することを予定しています。特に、保育室や保育ママなど小規模施設の第三者評価を実施するとしたら、どんな基準が必要かといった視点で調査研究を実施します。具体的には、保育サービス施設の訪問調査と子育てママのヒアリング調査を実施したうえで、専門家、学識経験者、区との検討会を開催し、評価基準の提案と調査過程の報告をする予定です。

安心して子どもを預けたい、保育サービスを利用する立場の視点を活かした第三者評価の評価基準と保育室や保育ママといった小規模施設の良さを活かせるような評価方法について、市民団体の活力によって提案されることが期待されています。

【取組例】住民主体の計画策定委員会（長野県茅野市）

（→6ページを参照）

【取組例】児童育成計画懇談会における公募委員の登用等（岩手県宮古市）

（→7ページを参照）

4 目標の設定

各市町村が策定する行動計画において前述のような「施策の具体例」を盛り込んだ場合、各市町村は、それぞれについて、例えば下表のような具体的な定量的目標を設定していくことが必要と考えられる。